

## 待遇に関する事項等の説明

労働者派遣法第31条の2第1項の規定に基づき、待遇に関する事項について以下のとおりご説明いたします。

### ■ 待遇に関する事項

#### 1. 派遣労働者として雇用した場合の賃金見込み額※月給見込みは月160時間で計算

給与は職種や条件等により異なりますが、当社の派遣労働者の平均額は下記となります。

介護士：1,060円～2,086円（月給169,600円～333,760円）

看護師：1,298円～2,554円（月給207,680円～408,640円）

保育士：1,164円～2,290円（月給186,240円～366,400円）

#### 2. 想定される就業条件等について

主な就業場所：静岡県内

就業日：月曜日～日曜日（曜日固定、派遣先の就業条件による、シフト制等）

就業時間：8:00～17:00、9:00～18:00等、早番、日勤、遅番、夜勤、準夜勤、時短勤務、その他（派遣先の就業条件による、シフト制）

#### 3. 労働保険・社会保険の加入について

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上かつ、31日以上雇用が見込まれる場合に加入します。

健康保険・厚生年金保険は、正規社員のおおむね3/4以上の労働時間で、雇用契約期間が2ヶ月以上を超える場合に加入します。

### ■ 事業運営に関する事項

別紙会社ハンドブックをご覧ください。

### ■ 労働者派遣制度の概要

別紙会社のハンドブックまたは、厚生労働省HP<派遣で働くときに特にしておきたいこと>をご覧ください。参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/000852548.pdf>